

公害健康被害の補償給付の概要について（ご案内）

公害病被認定患者及びその遺族の方などに対して支給される補償給付には、次の7種類がありますのでご案内します。

項 目	性 格	支 給 内 容
1 療養の給付 及び療養費	指定疾病に係る医療費 です。	診療報酬の額の算定方法は、公害健康被害の補償等に関する法律第22条に基づき、健康保険の点数表とは別体系のものとして公害医療機関の診療方針等に即して環境省告示で定められています。
2 障害補償費	労働能力の喪失等による逸失利益相当分に、慰謝料的要素を加味したものです。	15歳以上の被認定者に支給されるもので、労働者の性別、年齢階層別の平均賃金の80%相当レベルで定められている障害補償標準給付基礎月額に相当する金額に障害の程度に応じた次の支給率を乗じて算定した額を支給します。 (支給率) 特級, 1級 基礎月額×100% 2級 基礎月額×50% 3級 基礎月額×30% なお、特級については、介護加算があります。
3 遺族補償費	指定疾病に起因して死亡した場合に死亡被認定者の逸失利益と慰謝料相当分及び被認定者の遺族固有の慰謝料相当分を補償します。	被認定者によって生計を維持していた一定の遺族に対して、労働者の性別、年齢階層別の平均賃金の70%相当レベルで定められている遺族補償標準給付基礎月額に相当する金額（他原因がある場合は、これを参酌した金額）を10年を限度として支給します。
4 遺族補償一時金	同 上	遺族補償費を受けられる遺族がない場合に一定の遺族に対して上記遺族補償標準給付基礎月額の36か月分に相当する金額（他原因がある場合は、これを参酌した金額）を一括支給します。
5 児童補償手当	指定疾病により、児童の学業や成長に支障を生じ、またその養育に手間が掛かることにつき、慰謝料的要素も考慮して支給します。	15歳未満の被認定者を養育している者に対して障害の程度に応じて支給されます。なお、平成15年度からは、支給対象者が想定されないため、同手当の額は定められていません。
6 療養手当	入通院に要する交通費等の諸雑費を填補します。	1か月の入院・通院の日数に応じて支給します。
7 葬祭料	指定疾病に起因して死亡した場合に支給します。	通常葬祭に要する費用を支給します。（他原因がある場合は、これを参酌した金額）